

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入を行わないよう求める  
意見書

独立行政法人都市再生機構は、平成21年4月にUR賃貸住宅への定期借家契約の幅広い導入を決め、平成21年度の試行実施全国32団地約3万戸（横浜市では2団地1,330戸）を発表し、年度内に全賃貸住宅の管理戸数の約2割に拡大するとしている。

横浜市においては、4万戸を超えるUR賃貸住宅に多くの市民が居住しているが、これらUR賃貸住宅に関しては、平成15年の国会における都市再生機構法案審議の折、「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」と附帯決議されている。

さらには、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされているところである。

については、市民が安心して住生活を営むことができるよう、政府及び独立行政法人都市再生機構はこれらの附帯決議を十分尊重し、UR賃貸住宅への定期借家契約導入を行わないよう要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

内閣総理大臣  
国土交通大臣  
独立行政法人都市再生機構理事長

）あて

横浜市議会議長

川口正寿